

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
941	学童保育に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

栃木市は、学童保育に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

栃木市長

公表日

令和6年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	学童保育に関する事務
②事務の概要	<p>・子ども子育て支援法及び児童福祉法や学校教育法など関連法に則り、学童保育利用者の管理、利用者負担の徴収、給付費の支給を行う。</p> <p>・申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。</p> <p>・処分通知等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①申請書や届出書に関する確認</p> <p>②利用要件の確認</p> <p>③保護者情報の確認</p> <p>④保育料算定に必要な各種情報の照会</p> <p>情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会を行う。</p>
③システムの名称	子育て支援システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
支給認定情報ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第94の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条8号、別表第二の第116の項並びに内閣府総務省令第59条の2の2 (情報提供の根拠)なし ※情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子育て総務課
②所属長の役職名	子育て総務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	栃木市役所 子ども未来部子育て総務課 所在地: 栃木県栃木市万町9-25 電話: 0282-21-2223
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	栃木市役所 子ども未来部子育て総務課 所在地: 栃木県栃木市万町9-25 電話: 0282-21-2223

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月24日	5.評価実施機関における担当部署 ①部署	こども課	子育て支援課	事後	
令和1年6月24日	5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	子育て支援課長 小林和彦	子育て支援課長	事後	
令和1年6月24日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	栃木市役所 保健福祉部こども課 住所: 栃木県栃木市万町9-25 電話: 0282-21-2223	栃木市役所 こども未来部子育て支援課 住所: 栃木県栃木市万町9-25 電話: 0282-21-2223	事後	
令和1年6月24日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	栃木市役所 保健福祉部こども課 住所: 栃木県栃木市万町9-25 電話: 0282-21-2223	栃木市役所 こども未来部子育て支援課 住所: 栃木県栃木市万町9-25 電話: 0282-21-2223	事後	
令和1年6月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年3月31日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年3月31日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月24日	IV リスク対策	-	項目の追加による記載	事後	
令和2年3月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の第116の項	(情報照会の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の第116の項並びに内閣府総務省令第59条の2	事後	
令和2年3月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和2年3月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	改正番号法の施行に伴う変更
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	内閣府総務省令第59条の2	内閣府総務省令第59条の2の2	事後	
令和3年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	子育て支援課長	子育て支援課主幹	事後	
令和4年12月2日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	子ども子育て支援法及び児童福祉法等関連法に則り、 子ども子育て支援法及び児童福祉法等関連法に則り、 児童保育利用者の管理、保育料の徴収を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②利用要件の確認 ③保護者情報の確認 ④保育料算定に必要な各種情報の照会	・子ども子育て支援法及び児童福祉法や学校教育法など関連法に則り、 児童保育利用者の管理、利用者負担の徴収、給付費の支給を行う。 ・申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。 ・処分通知等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②利用要件の確認 ③保護者情報の確認 ④保育料算定に必要な各種情報の照会 情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会を行う。	事前	
令和4年12月2日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称		サービス検索・電子申請機能	事前	
令和5年3月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年3月1日 時点	令和5年3月1日 時点	事前	
令和5年3月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年3月1日 時点	令和5年3月1日 時点	事前	
令和6年3月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	子育て支援課	子育て総務課	事前	
令和6年3月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	子育て支援課主幹	子育て総務課長	事前	
令和6年3月31日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	栃木市役所 こども未来部子育て支援課 住所: 栃木県栃木市万町9-25 電話: 0282-21-2223	栃木市役所 こども未来部子育て総務課 所在地: 栃木県栃木市万町9-25 電話: 0282-21-2223	事前	
令和6年3月31日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	栃木市役所 こども未来部子育て支援課 住所: 栃木県栃木市万町9-25 電話: 0282-21-2223	栃木市役所 こども未来部子育て総務課 所在地: 栃木県栃木市万町9-25 電話: 0282-21-2223	事前	